

江戸崎地方衛生土木組合第6期分別収集計画

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律)

平成 22 年 6 月

江戸崎地方衛生土木組合

(稲 敷 市 ・ 美 浦 村)

江戸崎地方衛生土木組合第6期分別収集計画

目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容 器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9.	各年度において得られる分別収集適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

江戸崎地方衛生土木組合第6期分別収集計画

平成22年6月 日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難で厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3Rのリデュース、推進最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業所・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、廃棄物循環型社会の形式を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・組合を構成する稲敷市・美浦村が協力し、ごみ減量化につとめ、リサイクルを促進する。
- ・収集、運搬及び中間処理は組合で行う。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

計画期間 平成23年度～平成27年度

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトルを対象とし、平成25年度より紙製容器包装、プラスチック製容器を対象に加える。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
江戸崎地方衛生土木組合		4,845 t	4,852 t	4,687 t	4,671 t	4,661 t
内 訳	稲敷市	3,422 t	3,434 t	3,312 t	3,302 t	3,296 t
	美浦村	1,423 t	1,418 t	1,375 t	1,369 t	1,365 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は下記のとおりである。今後は、ごみ処理基本計画の見直し内容を基本に、容器包装廃棄物の抑制や分別収集のため、住民協力が得られるようにこの方策を講じる。

① ごみ分別検討協議会

- ・ 管理者の諮問に応じ、ごみ有料化に関する事項の調査審議をする。
- ・ 管理者の諮問に応じ、ごみ収集分別に関する事項の調査審議をする。
- ・ ごみ減量化対策に関する事項について関係行政機関に建議する。
- ・ その他管理者がごみ減量に必要と認める事項に関すること。

② 資源物集団回収事業補助金制度

組合の関係市村（稲敷市、美浦村）の登録した住民団体等が実施する集団回収事業。対象品目は、古紙（新聞・雑誌・ダンボール）・空ビン類並び空カン類及び布類。補助金の額は、回収した資源物1キログラム当たり5円。

③ 子供会代表者会議

資源物集団回収事業への参加の呼び掛け。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	備考
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		金属類	
主としてガラス製の容器 包装	無色ガラス製容器	ガラス類	
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		PETボトル	
主として紙製の容器包装		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	平成25年度開始予定
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		その他プラスチック製容器包装	平成25年度開始予定

8.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	200 t		199 t		198 t		197 t		197 t	
主としてアルミ製の容器	53 t		53 t		52 t		52 t		52 t	
無色のガラス製容器	179 t		178 t		178 t		177 t		176 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	179 t	0 t	178 t	0 t	178 t	0 t	177 t	0 t	176 t
茶色のガラス製容器	213 t		212 t		211 t		210 t		209 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	213 t	0 t	212 t	0 t	211 t	0 t	210 t	0 t	209 t
その他のガラス製容器	70 t		69 t		69 t		69 t		68 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	70 t	0 t	69 t	0 t	69 t	0 t	69 t	0 t	68 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	70 t		69 t		69 t		69 t		68 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	70 t	0 t	69 t	0 t	69 t	0 t	69 t	0 t	68 t
紙製の容器包装	t		t		803 t		799 t		796 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	0 t	803 t	0 t	799 t	0 t	796 t
主としてその他プラスチック製の容器包装	t		t		135 t		135 t		135 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	t	t	t	t	0 t	135 t	0 t	135 t	0 t	135 t

- 9.各年度において得られる分別収集適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
 容器包装リサイクル法第2第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝
 直近年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
64,403人 (対前年度比) -0.49%	64,113人 (対前年度比) -0.45%	63,823人 (対前年度比) -0.45%	63,543人 (対前年度比) -0.44%	63,283人 (対前年度比) -0.41%

10.分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うが、平成25年度より新たに容器包装品目の追加に伴い収集体制の見直しを図る。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	金属類	委託業者による指定日回収	委託業者	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ガラス類	委託業者による指定日回収	委託業者	
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による店頭・公共施設等の拠点回収	委託業者	
紙類	紙製の容器包装	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	委託業者による指定日回収	委託業者	平成25年度開始予定
プラスチック	プラスチック製の容器包装でペットボトル以外のもの	その他のプラスチック製容器包装	委託業者による店頭・公共施設等の拠点回収	委託業者	平成25年度開始予定

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラスびんについては、不燃物処理資源化施設において選別、粗大ごみ圧縮施設にて圧縮を行い、屋内、屋外のストックヤードにて保管を行っているが、平成25年度に紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集の実施を見据え、平成24年度に新たなストックヤードを新設する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様(形状、形式、能力、数量等)	
排 出	集積場所	共通集積場所	
		専用集積場所設置	
収集・運搬	収集車両	共通車両利用	
		専用車両利用	
選別・保管	不燃物処理資源化施設		
	粗大ごみ処理施設(圧縮)		
	屋内ストックヤード		
	屋外ストックヤード		
選別・保管	上屋付きストックヤード		平成24年度 新設予定

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	金属類	指定袋	2 t 天蓋車 4 t 機械車	不燃物処理資源化施設（選別、保管施設）粗大ごみ処理（圧縮）施設屋内ストックヤード 缶類は、選別後、種別別保管 野外ストックヤード カレットは、選別後、色別保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラス類	指定袋	2 t 天蓋車 4 t 機械車	
茶色のガラス製容器				
その他ガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	ネット	4 t 機械車	中間処理委託業者
紙製の容器包装	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	指定袋	2 t 天蓋車	上屋付きストックヤード（平成24年度新設）
プラスチック製容器	その他のプラスチック製容器包装	指定袋	4 t 機械車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

この分別収集計画は、本組合のごみ処理基本計画を基本に作成したものであり、分別収集計画が実効あるものとするため、ごみ分別検討協議会等で分別収集計画の具体策に関する意見等を求め、十分な協議を実施する。

また、平成25年度からの新たな分別収集に向けて、円滑な処理を行うための情報収集に努め、3年後の計画改定時には、その資料を基に事後評価を行い、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図る。

なお、自治会等の市民団体による集団回収は継続して推進し、補助金交付や実施に関する説明会などの支援を行う。